

北海道札幌厚別高等学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって本校では、全ての生徒がいじめを行わず及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

(いじめの定義)

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。

(いじめの内容)

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

(いじめの要因)

- いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント、他人の弱みを笑いのものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけではなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス ②集団内の異質な者への嫌悪感情 ③ねたみや嫉妬感情 ④遊び感覚やふざけ意識 ⑤金銭などを得たいという意識 ⑥被害者となることへの回避感情が挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくり、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

(いじめの解消)

① いじめに係る行為が止んでいること

少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断された場合は、北海道教育委員会又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

ア 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力を養うため、全ての教育活動を通じて人権教育・道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

イ 保護者並びに地域住民、その他の関係機関との連携を深め、いじめ防止に資する生徒の自主的活動を支援する。

ウ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他の必要な措置として、HRや総合的な探究の時間等を活用した「いじめ防止に向けた取組」「自己肯定感や自己有用感を高める取組」を実施する。

エ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるため、「『学校いじめ防止基本方針』の理解」や「いじめ防止等の対策」に関する校内研修を実施する。

オ 校内研修においては、スクールカウンセラーや外部機関との連携をはかる。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

いじめまたはいじめと疑われる行動を早期に発見するため、在籍する生徒に対して定期的な調査を次のとおり行うとともに、必要に応じた調査を実施する。

・いじめアンケート調査（年2回）

・個人面談（教育相談）による聞き取り調査（年2回）

イ いじめに係る情報共有

各教員間の情報共有を密にし、いじめがあった場合すみやかに対処する。

③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として外部講師を招き、インターネットや携帯電話の情報モラル研修会等を行う。

(2) いじめ防止等に対する措置

① いじめ対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

(構成員)

校長 教頭 主幹教諭 生徒指導部長 保健安全部長 各年次主任

いじめ防止委員会担当（保健安全部から1名） 養護教諭 スクールカウンセラー

(活動)

- いじめの未然防止に関すること
- いじめの早期発見に関すること
- いじめの積極的認知に関すること
- いじめに関する情報収集と記録
- いじめに関する情報の共有
- いじめアンケートの実施（年2回）
- いじめ事案への対応に関すること（別紙 組織的ないじめ対応の流れ）

(開催)

月1回を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催とする。

② いじめに対する措置

ア いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の確認を行う。

イ いじめの事案が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者への支援といじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言を継続的に行う。

ウ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるため必要があると認められたときは、保護者と連携を図りながら一定期間別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

いじめを行った生徒に対しても同様な措置をとり、あわせて必要な指導を実施する。

エ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの時間に係る情報を関係保護者と共有するための措置を講ずる。

オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、北海道教育委員会及び所轄警察署等と連携を図りながら対処する。

カ いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒、加えて周辺にいた生徒に対して必要なケアをおこなう。

(3) 重大事態への対処

(重大事態の定義)

- いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態
- いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める事態

重大事態が発生した場合は次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、石狩教育局を通じて北海道教育委員会に速やかに報告する。
- ② いじめられて重大事態に至ったという生徒や保護者からの申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。
- ③ 北海道教育委員会と協議の上、当該事案に対処する方針を決定する。
- ④ 事実関係を明確にするための調査を実施する。

- ⑤ 上記の調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者、関係機関へ事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ア いじめの未然防止・早期発見に係る取組に関すること。
- イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

(5) 学校いじめ防止基本方針の点検・見直し

- ① 「北海道いじめ防止基本方針」を踏まえ、必要に応じて点検・見直しを行う。
- ② 「学校いじめ防止基本方針」については、年度当初に生徒・保護者・関係機関に説明をおこなう、年度末には取り組み状況の点検と見直しをおこなう。

(令和5年4月 一部改正)

(令和5年9月 一部改正)

(令和6年3月 一部改正)

(令和7年3月 一部改正)